

令和元年度 第4回 八千代市通学区域審議会記録

日 時 令和2年1月31日 17時30分から18時45分
場 所 八千代市教育委員会大会議室
議 題 議事 八千代市立小中学校通学区域の現状と対応について
各小・中学校の児童・生徒数の推計について
許可学区について
みどりが丘小学校及び新木戸小学校の通学区域と今後の対応に
ついて

公開又は 公開

非公開の別

出席者 <以下敬称略>

村山和一, 鷹野元嗣, 周郷紀男, 小竹祐二, 北林義博, 相馬剛, 岡俊博,
江口弘幸, 齊藤裕一

事務局 教育次長 吉村昌彦, 学務課長 長島秀一
指導課長 嶺岸秀一, 保健体育課長 加藤英昭
事務局員 丹治貴史, 村瀬正

傍聴者定員 7名

傍聴者 3名

審議会長 はじめに、みどりが丘小学校及び新木戸小学校の通学区域の現状と今後の対応についてということで、議事に入らせていただきます。事務局員より説明をお願いいたします。

事務局員 承知いたしました。それでは、これより前のモニターを中心に説明してまいりますので、資料と併せてご覧ください。本日はこれまでの審議内容の確認と審議によって決めていただくことが何点かございますのでこの順に沿って進めさせていただきます。

はじめに、みどりが丘小学校と新木戸小学校の通学区域の現状と対応についてご説明させていただきます。みどりが丘小学校及び新木戸小学校の通学区域の現状と今後の対応につきましては、平成29年度の当審議会において提示されて以降協議を重ねて参りました。

まずは、これまでの審議経過及び内容の確認をお願いいたします。平成30年度より具体的な児童数を用いながら、みどりが丘小学校・新木戸小学校両校の推計を提示しながら、いつ通学区域を変更するのか、どの地域

を変更対象地域にするのかについて、現地視察を交えながら、審議委員の皆様にご協議いただいております。

スライドおよび資料2ページにもありますように、令和元年7月の定例教育委員会において「八千代市立みどりが丘小学校の大規模化を解消するための通学区域の変更」について、本審議会へ諮問されました。その後これまで住民説明会等も含めまして、審議会において審議を重ねていただき、以下のような点がおおむね確定してまいりましたので、ご確認をお願いいたします。

1つ目といたしまして、通学区域の変更となる期日です。みどりが丘小学校通学区域内の開発及び人口増が著しいことから、諮問において、答申希望時期として令和2年7月とされております。そのため、実際の通学区域の変更期日は令和3年4月1日から変更することを予定しております。令和3年度新1年生より通学区域が変更されることとなります。

2つ目といたしまして、変更となる通学区域の対象地域です。こちらもこれまでの審議によって、通学距離やみどりが丘小学校開校の経緯も踏まえながら、ご覧の赤色で表示されております緑が丘1丁目、緑が丘西1丁目4番、5番地、18番地～21番地の南側地域、それと10月の審議会において追加されました吉橋1058番地4～67、こちらファインコート八千代みどりが丘自治会地区でございます。当初1058番地としておりましたが、1058番地は分筆等がありまして、別の住宅が新築されております。この地域については学区を跨がず、みどりが丘小に通うことができますことから対象から外しております。分筆の数字4～67と指定させていただいております。また、吉橋1083番地1、こちらは以前視察の際にもみていただきました八千代の杜と呼ばれる集合住宅となります。このように変更対象地域というところが皆様のご審議のおかげで決定していただいたところです。

3つ目といたしまして、令和2年度の対応についてです。変更対象地域にお住いの新1年生及び現在みどりが丘小学校に通学している在校生に対して保護者の申し出があれば、令和2年度より新木戸小学校へ入学・転校できる「許可学区」として設定することとしました。資料9ページもご参照ください。市内の許可学区一覧の中に8といたしまして、この地域を追加記載しております。なおスライドにありますように、9月の説明会と入学に向けて半年ほどという時期にもかかわらず、新1年生については53名の対象の地域にお住まいの方の中、38名の方が新木戸小学校を選ばれました。これは7割以上の方が新木戸小学校の入学となります。また、現在みどりが丘小学校へ通学する在校生の中からも9名の児童が新木戸小学

校へ転校されます。ご兄弟がいなくてもお選びいただいた方もいます。新木戸小学校・みどりが丘小学校それぞれ、これからの通学区域変更に向けて運動会や授業参観等の行事が重ならないような調整を行ったり、学級編制にも工夫をされたりすると聞いております。実際に38名の中には、上のお子様、みどりが丘小学校に、下のお子様、新木戸小学校に通われるお子様もいます。保護者向けに資料3ページから5ページの資料を前回の審議会が終わったあとに配付したところがございます。このような文書の配付については、当該の地域にお住いの新一年生の保護者に郵送いたしました。新木戸小学校・みどりが丘小学校の保護者については、お子様を通じて配付いたしました。また、各自治会につきましては、回覧という形をお願いをいたしました。自治会のない大型集合住宅については掲示板等に貼っていただくなどの周知を図っております。

4つ目といたしまして、通学区域変更後の令和3年度以降の対応についてです。みどりが丘小学校に在籍している児童については、皆様方の審議の結果、卒業までそのまま在籍できることといたしました。また、希望があれば新木戸小学校へ転校できることとしています。また、新入生についても、兄・姉が、みどりが丘小学校に在籍しており、令和3年度以降も在籍が重なる場合は、保護者の申し出によりみどりが丘小学校へ入学することができます。以上4点がこれまでの皆様の審議により概ね確定している内容となります。文面といたしましては資料2ページをご確認ください。ここまで皆様からご質問等がございますでしょうか。

審議会長 ただいまの説明の中でご質問・ご意見がありましたら、お願いいたします。無いようですので、続けてください。

事務局員 ありがとうございます。それでは本日1つ目の審議内容に入ります。令和3年度以降の未就学児の対応について審議いただきたいと存じます。変更対象となる赤色の地域にお住いの未就学児のお子さんの対応です。すでに兄弟が、みどりが丘小学校に在籍しており、重なれば入学できることは先ほど確認しましたが、令和3年度以降入学される第1子の場合の対応をご審議いただきます。すでに、説明会や電話での連絡により「みどりが丘小学校に入学できないのですか」や「みどりが丘小学校へ入学させるために物件を購入しました」、「物件購入時には通学区域の変更があるなんて聞いていないのだから、今子どもは小さいけれど勝手に変えるのはおかしい」という厳しいご意見を多数受けております。そのため、皆様にはまず令和3年度以降入学の未就学児が、みどりが丘小学校への入学を希望する場合、①学区変更後のため、原則認めないか、もしくは②過去の経緯を踏まえて、経過措置を取り入れるか、どちらのほうがよいかご検討いただけ

ますでしょうか。なお、今年度の児童数が元となりますが、今後のみどりが丘小学校・新木戸小学校の児童数の推移は、こちらの画面及び資料6ページにございます。両校ともに、徐々に学級数が増えることが予想されます。しかし、現在、関係部局とみどりが丘小学校の教室増に向けた協議を関係部局と行っているところでございます。審議委員の皆様、慎重な審議をどうぞよろしくお願いいたします。

審議会長 　ただいま説明のとおり、令和3年度以降の入学の未就学児が、みどりが丘小学校に入学を希望した場合の措置ということで審議委員の皆様のご意見を伺いたいと思います。どうでしょうか。事務局員の方からは2点の提案をされております。これを見てどうでしょうか。

　新しくなられた審議委員の皆さんに昔の経緯をお話ししますと、新木戸小から高津小、西高津小に振り分けたときもこのような経過措置をとりました。また村上小も児童数が増えて、勝田台小と村上北小の通学区域を改めたときも経過措置をとったということがありますので、こういったことを踏まえながら、審議委員の皆様のご意見をいただければと思います。どうでしょうか。

審議委員 　それでは、経過措置を加えていくことが要望でもあると思いますが、先ほどの学区を調整できるというのは、いつも地域の中の子どもたちを分断する悪い面をもっていると思うんですね。ですから経過措置にしても選択学区のようになるわけなので、あちらも選べますよというのはある程度時限にしておいた方がいいと私は思っています。例えば今回の経過措置の対象となるのは第1子だと思われませんが、いずれ第2子がいた場合は、この経過措置がいつまでも続くと上の子が、みどりが丘に在籍しているから下の子もみどりが丘に通えるということで続いていきます。それをよく考えていかないといけない。それが時限で終わってしまうのであれば、上の子と下の子が違う学校になることをお知らせした上で、選択をしていただく必要があります。

事務局員 　その点については、資料の7ページにございますが、指定校変更の内容といたしまして、市内転居の場合卒業まで認めたり、兄弟関係がある場合は入ったお子さんの卒業まで認めたりするというものがございます。そこで前回もご兄弟がいれば重ねてというところで認められたというところです。たしかに委員のおっしゃるとおり、地域を分断する個別の対応という面はあるかもしれませんが、非常に限られたところでもございますし、学区外の通学については保護者の管理の下、個別に対応していくといったところがございます。また、先ほども出ましたように令和2年度については7割の方が急な話にも関わらず、新1年生については新木戸小学校をお選

びいただいています。地域の方からは、同じ方向にどちらに行くかということをお子さんの安全性を考えてということがあるかと思しますので、仮に経過措置をした場合でも、この7割を下回ることは考えにくいですし、この後、下のお子様が無数に新木戸小学校に入られることが多いことから、みどりが丘小を選択される方が多くなるということは考えにくいとは思いますが。しかしながら、みどりが丘小学校に入学させるつもりで物件を購入された方については、皆様ご存じのとおりこの地域の物件購入価格は安いものではありませんので、そういったことを踏まえていろいろと人生に関わる検討された方に対して、この地域の児童生徒数が多くなってきたからといって、どうなのかというご意見はあるかと思、この2点について皆様方にご審議いただきたいというところです。

審議会長 審議委員の質問に対する事務局からの回答でした。他にございますか。

審議委員 6ページの資料で赤くなっているのが学級数で、みどりが丘小と比べると新木戸小学校の方が、余裕があるということなのですか。

事務局員 こちらは上段と下段の数字の違いについては、以前ご説明しました弾力的な運用を学級でできるかということを示しているため、上下を比べて多い少ないということではなく、本来であれば2年生は40人学級が国の定める標準学級数で41人から2学級になるというものですが、小学校2年生の場合は、35人を超える、すなわち36人いたら2学級を開いていいですよということがありまして、そういった場合は赤くなっている形になります。例えば令和2年のみどりが丘小の2年生でいうと、151人で160を下回っているので4学級となりますが、35で割ると140を上回るので5学級目ができるということでございます。このような弾力的な運用ができるようになっていきますので、実際に開かれる学級数は下段の弾力的な運用を行っていくことが多い傾向が現在はあります。しかしながら学級の状況等によりまして、あとは学年等によりましては、標準学級のままというところもございます。

審議会長 ほかにございませんか。これは事務局員としてはこの2案のどちらかに審議委員の皆さんの集約を図るということでしょうか。

事務局員 先ほど挙げていただきましたような通学区域を大きな地域として捉える意見なども踏まえながら審議をお願いいたします。

審議委員 ①の原則認めないというのは、厳しいし冷たいなという印象を持ちました。かといってずっと経過措置を設けてしまうと決めた意味が薄いなと思います。例えば3年とか5年間とかちょうどお子さんがいるからということであれば5年間程度考えなければいけないのかなと思います。どこかで期間を限定しないといつまでたってもけじめがつかないと思いますので、

①の原則認めないよりは何年かの経過措置をとる形が良いのではないかと
思います。

審議会長 　　というご意見ですが、ほかの皆さんはいかがでしょうか。概ね委員の皆様は、①の原則認めないというよりは、経過措置を設けた方がよいだろう
ということによろしいでしょうか。

　　そこでですね、3年間にするのか、それとも小学校卒業までの6年間に
するかなどの審議委員の皆様のご意見をいただければと思いますが、いか
がでしょうか。

事務局員 　　皆さんのなかで①はさすがに厳しいということであれば、②に向けてい
くつかご提案できるような形でその中から選んでいただくような形でよろ
しいでしょうか。特にこの地域の場合は、みどりが丘小学校の開校時にお
きましては、赤く塗られた地域については、在校生であっても6年生であ
っても新木戸小学校からみどりが丘小学校に移ったという経緯があります
ので、そういった地域の方への配慮を十分にさせていただいた上で審議をし
ていただければと思います。長くお住いの方には、また学区が変わったの
にどうして選べないのかといったご意見も少なからずあります。経過措置
の例といたしまして、過去の例を先ほど会長からご紹介いただきましたが
審議に深く関わってくる部分もありますので、その内容を伺いながら考え
ていただければと思います。

　　平成15年、新木戸小学校は八千代緑が丘駅周辺の開発に伴って、学級
数が増加し、教室数が大変厳しくなったことがございます。平成15年4
月1日より高津小学校・西高津小学校両校へ変更が行われた際の経過措置
については、当初国道296号で分かれていたところが計画道路の部分な
どで高津小学校、西高津小学校に通学区域を変更した経緯がございます。
そのときすべての地域ではなかったのですが、5年間申し出があれば新木
戸小学校を選べる。特に下のお子さんが小学生で距離が遠くなるときには
新木戸小学校を認めるというものでした。このとき当初5年間でしたが審
議の結果6年間認めたというものでございます。

　　また、平成21年4月より村上小学校と村上中学校も関わってくるので
すが、勝田台小・村上北小両校へ変更が行われた際の経過措置であります
が、こちらは資料の最後のカラーのページに広報やちよの写しがついてい
ますので、こちらをご覧ください。当時は7ページにある指定校変更の兄
弟姉妹というのは上の子が卒業後は認められなかったのですが、そのとき
は兄弟の在籍があった場合、東葉高速の沿線で開発が進んだ経緯がござい
ますので、兄弟の在籍が重なるときには経過措置として特別に認めており
ます。今なお兄弟がいることで中学校が村上中学校になるという方がいま

す。変更から10年経つわけですが、今回の6年生の中でも学区が勝田台小学校に変わってしまったなど勝田台中学校の学区にお住いの方でも、今なお経過措置は続いております。以前より居住している地域ということで辺田前地域におきましては、距離的に村上北小学校が遠いということと当時の住民のご意見もあり、村上北小へ変更となった辺田前地域において、平成20年3月25日の時点で住民登録をされている場合は村上小学校を指定し、それ以降の住民登録の方には村上北小学校を指定する措置をいたしました。これも苦渋の決断だったかとは思いますが、村上小学校が非常に学級数で厳しいという状況にも関わらず地域の方への配慮ということでこういった措置がとられていました。

以上のことから、事務局より、3つの選択肢をご用意いたしましたので、ご審議いただきたいと存じます。一つ目は、当面の間、申し出があれば認め、その後状況を見ながら審議会で検討していく。二つ目としては、ある程度期限を設定して、申し出があれば認める。三つ目としては、この地域これからも集合住宅の建設・販売も予定されており人口増加が予想されますので、その方が、みどりが丘小学校をお選びいただいた場合、学級数が非常に厳しくなることが予想されますので、現在の住民登録されている子のいる家庭から申し出があれば認める。といった3つを事務局員として提案いたします。審議会長及び審議委員の皆様、審議のほどどうぞよろしくお願いたします。

審議会長 ただいま事務局員から3つの案が提案されました。皆様方がいかがでしょうか。

審議委員 村上の場合は、ある程度住民が定着していたので、紹介された方法をとっても問題は起きにくいと思うが、今回も同じような方法でいいのか検討する必要があると思います。

事務局員 この地域にお住いの方に何年間と仮にした場合、みどりが丘小学校を選んでしまう方が多くなってしまうことが懸念されます。例えば、このあたりの集合住宅や戸建ての方も増えておりますし、駅前のマンション等にも未就学児が増えております。とはいえ新入学については、7割強が距離の関係などから新木戸小学校を選んではいるのですが、無制限に新しい方もということになると、正直人数を読み切れないというところです。現在建設中のゴルフ練習場跡地にあります大型集合住宅については、総戸数が千を超えると聞いています。現在、半分程度の入居があるそうですが、残り500世帯の方が仮に入って選べる状況をよしとするのかそれとも認めないのか。現在、審議中で変更しているということをつかっただけのまま購入されているというところもあるのです。しかしながら繰り返しで申し訳ありま

せんがこの地域は一度みどりが丘小になってその後、新木戸小学校にしかできないというのは、事務局員としては大変心苦しいところがあります。先ほどの村上小の経緯のように居住のタイミングなどを計ってという形で一度やっていることがありましたので、3つの方法ということでご提示したところでは。

審議委員 3年にしても5年にしても、いずれにしても期限を決める方法だとどこかで区切りを決めなければならないんですね。

事務局員 はい。そのようになります。ただ、令和2年度の新入学のお子さんの7割以上の方が新木戸小学校を選んでいることは踏まえる必要はあるかと思えます。

審議会長 そんなに長く見る必要はないかということでしょうか。でも、それが甘い考えの可能性となる場合も考えられますね。

事務局員 保護者からは、みどりが丘小学校の芝生であったり、開放的な校舎を求めたりして学区内の物件を購入したという意見を電話や説明会時にいただいております。

審議委員 それでは2番と3番を併用して、現在居住している方が例えば3年間のみといったような案は難しいのでしょうか。そうであれば対象のお子さんが限定されますし、購入された方もみどりが丘小学校へ通うことができます。後から来た方については申し訳ないけど、新木戸小学校にお願いしますというように。

審議委員 時限というのはだいたいどのくらいでしょうか。

事務局員 仮に3番の方法で考えたとしても、まだ生まれてないお子さんの分の保証は難しいかと思えますので、そうなりますと今生まれたばかりのお子さんが入学することを考えると最大限6年間というところは、地域周辺の皆さんが新木戸小学校に通われることも考えられますので、そのあたりを踏まえるとそのくらいの年数ではないかと考えています。

審議委員 最大6年間というのが妥当でしょうね。

審議委員 2番と3番を併せたときに問題点があるかを審議委員の皆様に向ってみてはどうでしょうか。

審議会長 審議委員からそのような意見がありましたがいかがでしょうか。

審議委員 2番は引っ越してくる人を前提してますよね。

事務局員 特段規程がなければそうなります。審議委員のおっしゃる内容と祖語が出てしまいますので。

審議委員 2番または3番ではなくて、2番かつ3番ですよ？

事務局員 そうなります。

審議委員 2番の年数を決めるのは大きな責任だなと感じています。大型集合住宅

もあと500近くの戸数があるのですよね。

事務局員 変更対象地域には、集合住宅だけでなく戸建住宅もあります。

審議委員 期間を延長というのは、審議会としてはさけるべきだと思います。

審議委員 3番だけでいいのではないのでしょうか。

事務局員 どの時点で居住するかという部分がこれからは審議の対象になるかと思っています。今ということにはいかないと思いますので。

審議委員 いついつ現在でという設定が必要ということですよ。

事務局員 では、皆様方の意見をいただきましたので、次回どのくらいのお子さんがこの地域にいるかなどの最新の数字とともにご提示させていただければと思いますが、いかがでしょうか。

審議会長 それまでには、2番・3番の意見を集約して、また提案していただけるということによいですか。

事務局員 答申の案等をご提示することになるかと思しますのでご審議よろしくお願いたします。

審議委員 一つ確認なのですが、2番はこれから来られる人への配慮で、今いる方へのものではないという考え方ということで、3番は既に住んでいる人ということでもいいんですよ。

事務局員 委員の皆様を確認ですが、引っ越されてくる方を含めてというよりも、むしろ今いる方への最大限配慮するといった案を作ることによろしいのでしょうか。

審議委員 今までいた方への配慮という観点で。そうか、これから生まれる方への配慮という意味もあるということですね。それだと6年以上の期間をとらなければいけない。なかなかそんなに長い期間はないですよ。ということは2番というのはこれから来られる方へということになりますよね。

事務局員 そうですね。それでは、3番を中心に案を作らせていただいでよろしいでしょうか。

審議会長 皆様よろしいでしょうか。ありがとうございます。皆様から同様の意見をいただきましたので、事務局提案の3番を中心にお願いします。

事務局員 では、審議していただいた内容をもとに次年度の審議会においてご提示させていただきます。

審議会長 それでは1つ目の審議は以上とします。続いて許可学区について、議題とします。事務局員より説明をお願いします。

事務局員 それでは、議事2の許可学区について、ご説明いたします。本日の審議内容の2つ目となります。資料9ページにもありますように、前回の審議会において、はぐみの杜中学校区の許可学区期間を慎重な審議を要するため延長することといたしました。そのため、令和元年11月の定例教育委

員会において付記の改正も行ったところです。当初「平成26年4月1日から6年間とし、5年経過した段階で通学区域審議会で審議する」となっていたところを「当該許可学区は、令和3年3月31日又は八千代市通学区域審議会の審議結果を基に八千代市教育委員会教育長が定める日のいずれか遅い日まで適用する」というように改正しております。また、小学校通学区域の説明会において、付記記載の「安全の定義とはどういうことを指すのか。工事車両は考慮しているのか」というものがありました。当初住宅地とされていたところに物流センターや新たに軽自動車の検査工場も建築されることが決まっているようです。このようなご意見や「通学の安全を検討するならば、実際に生徒の登校時間に様子を見るべき」というご意見もございました。また、前回もご紹介しましたように自治会からの要望としまして「自治会で分断されても困る」といったことや「選択可能としておくこともできるのではないか」といった内容のご要望もいただいております。できることとできないこととありますが、今回ははぐみの杜許可学区について今後どのように審議していくべきかご検討いただきたいと存じます。

なお、資料10ページに令和2年度から6年間の高津中学校・睦中学校の生徒数を載せておきました。みどりが丘小学校区の睦中学校区の生徒数は、一番右側になりますが、括弧内の人数が、みどりが丘小学校から睦中学校になっているみどりが丘西5丁目7番地から西8丁目までのお子さんの数となり、増加傾向となっています。しかし、当面は両校で対応することができます。令和6年度は学区内児童数だけを確認すると、睦中学校で学区内に住んでいるお子さんが86名おり、保有普通教室数7教室です。各学年2クラス、プラスどこかで1クラス増やすことができるというところですが、86名全員が睦中学校を選ばれると3クラス分あり、北側の地域は人口が増えているところがありますので、こういった部分で許可学区がまったくなかった場合、場合によっては高津中よりも睦中学校の保有教室を上回る可能性がございます。また、スライドにもあるように、今年度のみどりが丘小学校6年生のお子さんの許可学区内の中学校へ入学するお子さんの進学先は、16名に聞いたところ、睦中学校7名、高津中学校7名、私立中学校等2名を予定していると聞いております。申請を受けている方が7名ということで半分の方は実際の学区を選んでいるということが分かりました。延長となりましたが、すべての方が高津中学区を選ぶわけではなく、それぞれのご家庭でご判断をいただいているという傾向が見てとれるかと思えます。許可学区内であっても、両校を選択されるようになってまいりました。

以上の点をもとに本日は許可学区の審議として、①許可学区は令和3年3月31日まで、②改めて現地視察などを行い、審議を重ねる等のどちらがよいかを含めましてご審議いただきたいと存じます。審議会長、審議委員の皆様いかがでしょうか。

審議会長 ありがとうございます。ただいま事務局員の方から許可学区についての説明がございました、現在は令和3年3月31日までとなっていますが、これをもう少し長くするのか、改めて現地視察などを行い、審議を重ねる等の方がよいのかという提案がありました。ご意見ありましたら発言をお願いいたします。

審議委員 質問ですが、許可学区が令和3年3月に終了すると睦中学校は飽和状態になるのでしょうか。

事務局員 こちらにありますとおり、これまでは高津中学校を選ばれていた傾向があったため就学率67%ということで、長年6学級で大丈夫でしたが、今後人数が増え、許可学区がなくなるということになるとこの就学率が変わりますので、早い段階で変わる可能性はございます。ただ、昨年度も話題になったのは、高津も30以上学級数を保有していますし、過去30後半の学級数をもっていたこともございます。しかしながら、高津も駅周辺の方が入ってくることを考えると、もう少し様子を見た方がよいのかということもございます。また令和2年度になれば新しい学年での数字でご提示できるかと思えます。

審議委員 私は7・7・2という数字を見ると許可学区の弊害を感じます。同じ学年の子供たちが半々で違う学校に行くということですよ。私はその方が気になりますね。親の教育方針といえはそれまでですが、地域として同じところにいる子どもたちが反対方向に行くことは違うかなと思ってしまいます。このような考えもあるということ。

事務局員 ぜひともそういったご意見をふまえながら。ただ私たちだけでなくこのご意見を仮に地域の方に渡したときにどのようなお考えになるかといったところを伺いたいと思います。

審議委員 今のお話どっちよりの方でしょうか。分断されているという認識でしょうか。

審議委員 分断というよりは同じ地域の子どもたち同じ学校で学んだ方が仲間意識が強くなるのではないかという意見です

審議委員 それだと延長ですよ。選択させないでということであれば地域で分かりますし、選択させるということは分断させる可能性を持たせるということになりますし、どちらのお考えなのか。選択させない選択なのかそれとも選択させるのか。審議会的には選択させた方が全員高津に集約でき

ますよね。でも選択させたくないのかどちらかわからなくて。

審議委員 地域の方からのご要望的には高津に行かせたいということなのでしょうけど、結果的には半々ですよね。それは地域としていいのでしょうか。

事務局員 自治会からの要望は高津中学校に通わせてほしいということが挙がっております。とはいっても新たに転入される方や未就学の子なども多くいますので、そういったところを加味してご審議いただきたいと思います。当初学区を決めた時には何もない状況だった頃に距離などから決めた経緯がございますが、実際にお住まいの方々の意思としては、高津中学校にというご意見をいただいていたところですが、分断ということかどうかは地域の方々に聞いてみないと分からないところがありますので、人とのつながりということで睦の学校をお選びになる方もいらっしゃるというのも事実でありますし、学校の教頭に聞いたところだと、許可学区周辺で中学校は睦という方が、みどりが丘小学校から睦中に行っている方も複数いらっしゃいます。実際その方が中学1年生に5名以上いらっしゃる。そういったお子様たちが後輩たちに伝えてくれているところもあります。

審議委員 どちらかというところとほとんどのみどりが丘小学校の子どもたちは高津中と考える子が多そうですね。

事務局員 これまでの傾向はそうだったのですが、今年度は半々でした。

審議委員 先ほどの数字は睦中学区のみどりが丘小学校の子ではないですか。その子は入っていませんか。

事務局員 その子たちは入っておりません。緑が丘西地域にお住まいの方で、ということになります。

審議委員 もちろんほかの学校でもやっていることだとは思いますが、できれば同じ小学校の子はそのまま一緒に中学校にいけたらいいのかなど。

事務局員 おっしゃるとおり、例えば、勝田台中の場合は勝田台小学校や勝田台南小学校の2校が一緒になりますが、市内には小学校から中学校が分かれるといった地区はございます。小学校では8校、中学校が分かれています。

審議委員 睦中学校に行きたい人が増えたというのは、学友会でシンガポールの子どもたちと交流をしている。今年は10年目になっている。そういった子たちが渡航して、今度、みどりが丘小学校の子どもたちにもそういった流れがでていく。そういったことも増えた要因の一つではないかと思うんですよね。

審議委員 令和3年3月からという結論を出す年月は切実なんでしょうか。

事務局員 一度1年間延長ということになっておりますが、先ほどの付記の改正にもありましたが、そうは言っても昨年度と今年度でも状況が大きく変わっ

ていることもありますので、そういったこともあって場合によっては審議を継続ということも必要かと思ひまして2番目の案を提案したところでございます。

審議委員 審議を延長としても問題はないということですね。

事務局員 現状のお子さんの数だけを見れば、私立の進学状況等を踏まえると6年程度であれば対応できるのではないかとというのが、現時点での見込みです。

審議委員 魅力がある街になった。睦中学校の前がだいぶ開発されて、昔の睦中学校と環境が違う。その辺が、後ろの方は変わるのでしょうか。

審議会長 もうあれ以上は増えそうにないですね。でも最終的には130件くらい建っています。その件に関しては皆さん、今日と明日とで現地の様子が変わってしまうような感じですよ。審議委員の皆さんもお忙しいとは思いますが、ぜひ現地の様子を見ていただいて答申に向けて審議を続けていきたいということではいかがでしょうか。現時点ではどちらの中学校も収容は可能ということですので、そういうことでよろしいでしょうか。それでは今後の日程について事務局員お願いします。

事務局員 ご審議ありがとうございました。それでは、はぐみの杜許可学区について次年度も継続審議といたしますので、今後も慎重な審議をどうぞよろしくお願いいたします。また、現地視察等も検討してまいりたいと考えていますので、その際にはご協力よろしくようお願いいたします。

それでは、今後の日程についてお知らせいたします。本年度の審議は今回をもって最後となります。例年よりも多くの審議に足を運んでいただきありがとうございました。次年度は、答申回答に向けた内容の検討や令和2年度の学齢児童に合わせた児童・生徒数の推移、また、審議に向けた現地視察等を予定しております。なお、答申に向けた審議となるため、次年度も4回を予定しております。ご多用のところ誠に恐縮ではございますが、どうぞよろしくようお願いいたします。現在のところ、第1回は5月下旬を予定しております。私からは以上となります。

審議会長 それでは今後の日程ということで、次年度の審議会ですけれども5月下旬を予定しているということでよろしくようお願いいたします。それではその他ということで審議以外でも何かあればお願いします。

審議委員 1点質問よろしいでしょうか。特別支援学級というのは学区はないのでしょうか。

事務局員 はい。今のところ開設されていない学校も少なからずありますので、学区というものはございません。ただ、概ね地域の学校を選ばれる方が多くいらっしゃいます。

審議会長 事務局からほかにはないでしょうか。

事務局員 それでは、適正配置検討審議委員会について担当よりお伝えいたします。八千代市教育委員会学務課、学校適正配置検討委員会担当の丹治と申します。令和元年度第2回八千代市学校適正配置検討委員会を先日24日に開催しましたので、その報告をさせていただきます。そこでは二つの議題について審議をいたしました。1つ目としては高津・緑が丘地域における高津中学校に入学数者の現状と今後についてご要望がありまして検討を行いました。これは地区の審議委員さんの要望があり、今一度審議を行った形です。平成26年から30年度までの5年間に実際に高津中学校に入学した児童数から進学率を求めまして、今の小学生の数、0～5歳の住民票上の数にあてはめ、令和12年度までの推計を提示させていただいたものです。その推計からは、みどりが丘小学校の児童数は増加しているものの他の学区内の小学校は減少していく傾向がありまして、令和12年度の増減率は11.1%と出ております。このことから、みどりが丘小学校の児童数は増加してまいりまして、高津中学校で対応できることを確認しました。しかし、今後の開発の状況によってはその状況も変わってくる可能性があることから、関係部局と連携しながらその動向については検討していくこととしています。2つ目は、将来的に八千代市としての小中一貫教育の基本方針作成にあたりどのような視点が必要なのかということについて審議を行いました。審議会では3つのグループに分かれて話し合いが行われております。そこでは必要な視点として学力、持続可能な取り組み、豊かな心など活発な意見交換が行われております。今後も審議を続けまして最終的に適正配置検討委員会として考える八千代市の小中一貫教育の視点について教育長への報告を行う予定です。以上です。

審議会長 それでは、みなさま他にございますか。ないようですので、以上で議事全てが終了しました。これをもちまして令和元年度第4回八千代市通学区区域審議会を終了いたします。ありがとうございました。